

<勤務条件> 【パートタイム】

任用期間	令和8年5月1日から令和8年6月30日
勤務場所	観光文化スポーツ部交流推進課
勤務時間	午前9時30分 から 午後4時30分 (休憩時間 正午 から 午後1時) ※ 業務において必要がある場合、時間外勤務が発生する場合があります。
勤務日数	週5日(月曜日から金曜日)勤務
休日	週休日：土曜日及び日曜日 休日：国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)
給料	日額 7,360 円
手当等	条例等の定めるところにより、時間外勤務報酬、通勤費、期末手当等が支給されます。
休暇	年次有給休暇3日を付与します。
社会保険	加入となります。
雇用保険	加入となります。
労災保険	公務災害又は労働災害補償制度が適用されます。
その他	(1) 給与等支給日は翌月15日 (2) 服務規程(職務専念義務や守秘義務等)が適用されます。 (3) 任用後1月間は条件付採用期間となります。ただし、任用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、勤務日数が15日に達するまで延長されます。